

ひまわり居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ひまわりライフケアサポートが開設するひまわり居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対して生活の質の確保が図れるよう適切な居宅介護支援を行なうことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行なう。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることの無いよう、公正中立に行う。また、市町村、他の指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保健施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は尾道市久保二丁目15番17号とする。

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも居宅介護支援業務を提供するものとする。
- (2) 介護支援専門員 3名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護の提供にあたる。
- (3) 事務職員 1名（非常勤1名）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日、8月13日から8月15日まで、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室・各利用者宅
- (2) 使用する課題分析票の種類 日本訪問看護振興財団方式、三団体ケアプラン策定研究会方式、MDS-HC/CAPS方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の会議室・医療機関（主治医）会議室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 要介護認定の申請にかかわる業務
- (2) 課題分析の実施
- (3) 居宅サービス計画原案の作成
- (4) 居宅サービス計画の説明及び同意
- (5) 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価
- (6) 居宅サービス提供機関との連携、調整

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣の定める基準による。通常の事業実施地域を越えた場合の交通費は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の実施地域は、尾道市(因島地区、瀬戸田町、御調町を除く)三原市(木原町、深町)福山市(松永地区(高西町、今津町))とする。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅介護サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、必要な体制の整備を行うと共にその従業者に対し研修を行うための措置を講じる。虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を設置する。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は介護支援専門員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

- (1) 尾道市医師会ケアマネジメントセンター実務研修
- (2) 尾道市医師会在宅ケア部会研修
- (3) その他研修

2 従業員は、職務上知り得た秘密を保持する。

また事業者は、従業員が退職後も利用者及び家族の秘密を保持する旨を雇用契約の内容とする。

- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は有限会社ひまわりライフケアサポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第14条 事業継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を策定し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、平成20年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成20年	7月	1日から施行する。
この規程は、平成21年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成21年	7月	1日から施行する。
この規程は、平成22年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成23年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成25年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成25年	8月	1日から施行する。
この規程は、平成25年	9月27日	から施行する。
この規程は、平成27年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成28年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成29年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成31年	4月	1日から施行する。
この規定は、令和6年	4月	1日から施行する。